

宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

——濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から——

太田尚宏

はじめに

- 一 内木家と「三浦・三ヶ村御山守」
- 二 「木口印入」をめぐる山手代との対立
- 三 御山守の持つ経験知の活用
- 四 熊洞御巢山における疵木板樽仕出
おわりに

はじめに

一七世紀を通じて行われた幕府・藩・商業資本のたび重なる出材により、木曾山や濃州三ヶ村山⁽¹⁾などで森林荒廃が進んだ尾張藩では、市川甚左衛門が主導した享保林政改革⁽²⁾によって、森林資源を維持・保続するための施策が次々と断行された。その第一は禁伐林の拡大であり、過去に設定された御留山・御巢山の外縁に新囲⁽³⁾（韞山）を設けて領民の立入りを禁じた。第二は利用樹種制限で、いわゆる「木曾五木」（松・樅・明松・高野槇、のち

宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

に鼠子⁽⁴⁾）について、御留山・御巢山はもとより、藩や領民の用益が認められていた明山や百姓控林⁽⁵⁾、さらには農民の屋敷林に至るまで伐採禁止が徹底された。この利用樹種制限は、幕府・藩が使用する御用木と百姓が使う民用木とを明確に区分し、前者の温存・蓄積を図る目的で行われたものであった⁽³⁾。また、民用木についても乱伐を防止するため、留木と称して、栗・松などの利用にあたっては出願↓許可の手続きが必要とされた。このほか市川は、板子年貢⁽⁶⁾の米納化など、森林資源の利用を極力抑制する方向で改革を推進した。

しかし、このように伐採を抑止すれば、ただちに森林の成長を見込めるわけではない。有用な樹木の健全な成長を図るには、森林をコントロールし、適切な生育環境を整えなければならない。

すでに知られているように、木曾山や濃州三ヶ村山では、一部の小規模な事例を除き、植林による人工造林には消極的で、松をはじめとする御用木の再生は、天然更新の方法に頼るのが中心であったといわれる。

松は、乾燥した場所を好み、尾根筋の岩場などに分布する。松の幼樹

は、陰樹の中でも比較的明るい場所を好むとされ、成長には多くの陽光が必要となる。また、一定の大きさまで育ったものは、日陰の環境下でも単には枯死することはない。しかし、成木に覆われたところでは陽光量が足りず、次世代の幼樹が発芽・生育することが困難となり、より陰樹としての性格が強い明松などに淘汰されてしまう。松の天然林を長期にわたって維持していくためには、次世代の幼木育成のために、常に陽光を得るための択伐などを行う必要がある。

森林では、成長不良の樹木や、伐採後の跡木、強風・降雪・土砂崩れ・出水などによって折れたり、根ごと流される樹木が多数存在した。木曾山や濃州三ヶ村山など広範囲にわたる森林地帯では、その量は膨大なものとなる。古木・立枯・株木・末木・風折・根返り(根木)・柵木(寝木)・押出しなどと称されるこれらの悪木・損木は、そのまま放置すれば良木の成長の妨げになると同時に、朽損が進んで角材・丸太・板樟などの中小用材を造材する可能性も絶たれる。尾張藩では、大径材の伐出し需要が一段落した一八世紀以降、こうした枯損木を用いた御材木仕出を積極的に実施していく。

この時期の木曾一帯の森林は、天然更新による次世代樹木の成長途上の段階にあり、この枯損木の伐出しは、結果的に松を中心とした林相の維持に大きな役割を果たした。もちろんこれは、樹木の遷移に関わる体系的な学識をもとに行われたものではない。森林の保続に関わるさまざまな経験を蓄積した「巧者」が主導的に関与することにより、その経験をもとにして森林管理が展開されていったのである。

尾張藩では、木曾材木奉行の支配下に森林に精通する山手代や杣頭を置き、彼らの経験知を活かす体制が整えられていた。濃州三ヶ村を管轄する「三浦・三ヶ村御山守」内木家も、こうした「巧者」の一つに数えられよ

う。本稿では、宝暦期(七五―六四)に行われた濃州三ヶ村における御材木仕出を事例に、御山守が藩用材の伐出しと両立させる形で、森林の管理・保続に果たしてきた役割を検証してみたい。

一 内木家と「三浦・三ヶ村御山守」

本稿で検討する内木家は、尾張藩の林政改革が行われていた享保一五年(一七三〇)五月以降、歴代にわたって飛騨・美濃・信濃三国の国境となる信濃国筑摩郡王滝村の三浦山みづらの「御境」管理と濃州三ヶ村の森林管理・取締りを担当する「三浦・三ヶ村御山守」の職に就いた家である。

内木家は、往古に飛騨国高原郡今見村に居住して高原郷一三か村を治めた今見右衛門の一族とされ、この支流が大永年間(一五二―二七)に美濃国恵那郡の加子母かしも(現在の岐阜県中津川市加子母)へ別家し、同地を開発したといわれる⁴⁾。なお、加子母村が尾張藩領となつて以降、御山守に任せられるまで、内木家は歴代にわたり同村の庄屋を務めていた。

近世以降の内木家の系譜は、①武正(慶長三年二月死去)―②武忠(正保元年四月七日死去)―③武慶(万治三年一〇月一六日死去)―④武温(寛文一〇年七月一五日死去)―⑤武辰(延宝八年八月七日死去)―⑥綱次(元禄七年正月一四日死去)―⑦綱政(元禄六年七月一六日死去)―⑧武勝(正徳三年八月死去)―⑨武成(正徳四年一二月二九日死去)―⑩武益(5)(宝暦四年八月二八日死去)―⑪武久(安永四年六月七日死去)―⑫武信(寛政二年四月二九日死去)―⑬武脇(武昭とも書く、文政二年正月一〇日死去)―⑭武濃(嘉永二年一二月一〇日死去)―⑮武敬(明治二年一二月三日死去)―⑯武清―⑰保―⑱武彦―⑲虎蔵―⑳哲朗(現当主)と続く⁶⁾。このうち、御山守を務めたのは、⑩武益から⑮武敬までの六代で

ある。

内木家の当主は代々、彦七もしくは彦七郎を通称とし、嫡子は御山守見習に就任すると善右衛門を名乗るのが通例であった。また、⑭武濃は清衛（文政九年九月改名）、⑮武敬は善衛という通称も用いていた。

本稿では、このうち特に⑩内木武久に焦点をあてて検討する。武久は、父親の⑩武益が最初の御山守に就任して以来、御山守見習として行動をともし、宝暦四年（一七五四）八月に武益が死去した後、同年一月に二代目の御山守に就任する。彼は安永四年（一七七五）六月に死去するまで、見習として二四年間、御山守として二年間、合計四五年にわたって御山守の仕事に関与しており、役職成立以来の過程を实地に見聞してきた人物である。また、武久は非常に筆まめで、癖の少ない几帳面な御家流の筆致で日記・留帳などを大量に作成しており、これらの記録類からは、当時の御山守の動向が極めて詳細に明らかとなる。⁽⁷⁾



図1 三浦山と濃州三ヶ村

三浦・三ヶ村御山守が管轄していた地域は、信濃国筑摩郡王滝村に属する三浦山と美濃国恵那郡川上村・付知村・加子母村の三ヶ村である（図1参照）。三浦山は、信州側からは地形の關係で登山が難しかったため、加子母村の小郷から登山するルートが用いられた。小郷から信濃・美濃・

飛騨三国の国境（三國山）に接する倉掛峠へ向かい、そこから御嶽山へ連なる尾根筋に沿って信濃国と飛騨国の境界が定められていた。

御山守は、飛騨国の百姓らが三浦山の国境を越えて信州側で森林伐採を行う「切越」への対策を契機として設定された役職である。⁽⁸⁾ 飛騨国では、幕領編入以降、江戸や高山の商人が請け負って行う森林伐採によって資源が枯渇したため、次第に国境付近にまで進出し、三浦山は古来より入会であると称して「切越」を正当化するようになった。尾張藩の市川甚左衛門は、こうした「切越」を防ぐため濃州三ヶ村の庄屋たちに協力を依頼し、このうち加子母村の庄屋であった内木武益が内偵を進めた結果、「三浦御山入合と申儘成証扱ハ一円無御座候」ということが判明した。そこで武益は享保一三年に「御境伐明ケ」を中心とする「御境立方御仕法」を献策、これを受け入れた尾張藩が三浦山の「水流尾通り」を国境とすべきと主張して幕府の高山代官所と交渉を行った結果、幕府側より「尾張殿目分通国境伐明方差支無之」との返答を得ることに成功した。「御境伐明ケ」とは、尾根筋を下っていく複数の雨水の流れの方角を見定めて分水嶺となる地点を判断し、それをつなげて国境の線を確定したうえ、境界にあたる尾根線の部分をやや掘り下げ、その両側にある立木や雑草を五尺（約一・五メートル）の幅で取り除いて、境であることを示すことをいう。尾張藩は、この作業を武益らに担当させ、同一五年五月には武益を「三浦・三ヶ村御山守」に任命して、五人分の扶持を与えることにした。

「御境伐明ケ」は、あくまでも国境確定のための臨時の作業であったが、武益は作業が一段落した同一六年末、市川へ口上書を提出し、笹や小草が繁茂して国境が不分明にならぬよう、見廻りで登山する際に召し連れる人足を用いて毎年「伐明ケ」作業を行わせることを提案し、藩側もこれを了

承した。また、翌一七年八月には、藩の年寄衆(家老)より御山守の待遇や職務を取り決めた達書が伝達され、三浦・三ヶ村御山守は、ようやく藩の恒常的な役職として定置されることになった。

御山守の基本的な職務には、①三浦山の「御境伐明ケ」と御山見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐(切越・背)の摘発と吟味、④家作見分、⑤「御山見廻帳面」類の作成・送付、⑥村方からの森林利用に関わる諸願の取次などがあった。これらの詳細については、すでに別稿において述べたので、参照していただきたい。

二代目御山守の内木武久は、宝暦より明和期になると、本務である右の職務とは別に、三浦山・濃州三ヶ村山で行われる御材木仕出の際の「木口印入の立合」を命じられている。これがどのような経緯で行われるようになったのか。御山守の経験知に基づく森林コントロールの実相を知ることとして、次節以降で詳しく検討してみることにしたい。

二 「木口印入」をめぐる山手代との対立

御山守は、毎年三月頃より一〇月上旬にかけて三浦山へと登山し、「御境伐明ケ」と御山見廻りを行う。その後、一〇月下旬には濃州三ヶ村に所在する御留山・御巢山の巡察を実施するのが通例であった。⁽¹⁰⁾三ヶ村内の御留山(不入山)については、江戸期の史料に記載が見られないため判然としないが、明治六年(一八七三)の史料に「字三浦山・西股入ノ二ヶ所ヲ以全之官林ト被成、右入口字三国峠・出ノ小路・高樽之三地ニ不入御山林之板樽御揭示、右以内ハ古来谷鎌不入」とあり、三浦山と加子母村東北部の西股入に位置す

表1 濃州三ヶ村・三浦山に所在する御巢山

村名	御巢山名	距離
加子母村	西小谷御巢山	庄屋元より2里半
	杉ヶ平御巢山	庄屋元より2里
	福崎御巢山	庄屋元より5町
	細野御巢山	庄屋元より8町
	尾山御巢山	庄屋元より8町
	式本木御巢山	庄屋元より3里
	熊洞御巢山	庄屋元より3里半
付知村	大洞御巢山	庄屋元より2里半
	桐小屋御巢山	庄屋元より2里
	榎木沢御巢山	庄屋元より6~7町
	滝ヶ沢御巢山	庄屋元より20町
	馬小屋御巢山	庄屋元より25町
	米沢御巢山	庄屋元より2里半
	吉本御巢山	庄屋元より1里
	小屋ヶ尾御巢山	庄屋元より2里
川上村	大根御巢山	庄屋元より1里
	竿根御巢山	庄屋元より1里3町
	巢乗御巢山	庄屋元より1里15町
	長坂御巢山	庄屋元より1里10町
三浦山	榎小屋御巢山	一ノ杭より30町
	赤谷御巢山	一ノ杭より2里
	琴小屋御巢山	一ノ杭より2里
	三ツ淵御巢山	一ノ杭より2里半
	土浦御巢山	一ノ杭より3里半

宝暦2年「三浦・三ヶ村御山御用留」(内木家文書 B61-2-1)より作成。

る山々が該当したようである。一方、御巢山は宝暦二年(一七五二)の時点で、加子母村に七か所、付知村に八か所、川上村に四か所、三浦山に五か所ほど存在した(表1参照)。⁽¹²⁾

宝暦期には、これらの御留山・御巢山内および付近の明山においても、枯損木を利用した藩による御材木仕出が行われていた。この御材木仕出は、当初の信州木曾山から次第に濃州三ヶ村山へと進出してきたもので、宝暦期を最盛期として、伐出しが一段落する明和初年頃まで続く。

〔史料1〕

同十三日(中略)与頭長助・案内儀右衛門・人足式人召つれ平十郎出立、当年加子母助左衛門仕出し候長坂御巢山木場跡見分、蛇坂沢奥今木場へ見廻出ル、木口印無之切株大小拾七数、末木口印はつれハ数多有之也、右ハ三改木口印打之ナリ、根木口印無之当年切切株式つ、楳指渡壹尺三寸・明検式尺式寸、右式本本切末迄木口印なし、節付キ九太

成合之長ニ被仰付候ハ、いまた夥キ末木也¹³

これは、武久が記した「三浦并三ヶ村御山御用留」の宝暦五年一〇月一三日の記事である。このとき武久は、川上村の御山見廻りの最中で、過去に加子母村の柚頭助左衛門が受頭（請負主）となって実施された長坂御巢山の御材木伐採跡地の見分を行っていた。この日、武久が山内を見分したところ、切株に木口印が打刻されていない場所が一七か所、末木口印がない伐採跡が多数、さらには、この年に伐採されたと思われる根木口印・株木口印の打刻がない切株が二か所見つかったという。しかも、この切株の樹種は、御停止木の榎と明松であった。

耳慣れない「木口印」という言葉が頻出するが、これには説明が必要であろう。木口印は、山手代や御山守が見廻りなどの際に携帯する道具で、鑄鉄の刻印面に文字が刻まれており、これを樹木の表面に叩きつけるようにして打刻する印章である。（図2）は、内木家に現在も残されている木口印で「三浦山」という刻印面を持つ。これは、御山守が三浦山の御境見



図2 「三浦山」木口印(内木哲朗氏提供)

分を行う際に用いたもので、「御境木口印」という名でしばしば史料中に登場する。

刻印面の文字には、このほかに「御改」と「三改」があったことが確認されている。寛保三年（一七四三）、付知村の田口忠大夫が、

内木武益に加えてわずかな期間であるが御山守を務めた。忠大夫は翌年病

死してしまいが、遺族から武益のもとに提出された物品の中に「御改」木口印と「三改」木口印が二挺ずつあり、武益は木曾材木役所へ伺いのうえ、これらを引き取っている。¹⁴「三改」というのは「三浦・三ヶ村御山守による改め」の略であろうか。なお、御山守の木口印は、刻印面が小判型であったのに対し、山手代が持っている木口印は長方形であったと推測され、武久の日記などには「短冊木口印」という名称で登場する。この「御改」と「三改」の木口印は、藩の御材木仕出にともなう査検に使用された。両者をどのように使い分けていたのかは不明であるが、「史料1」の記述を見ると、武久が打刻したのは「三改」木口印であったことがわかる。

木口印を打刻することを「木口印入」という。木口印の打刻は、宝暦期までは山手代の専管事項であった。史料を見ると、木口印入には、根木口印・元木口印・株木口印・末木口印・跡木口印という五種類の用語が使いつけられている。これらの用語は、しばしば混乱して用いられており、厳密に区分することは難しいが、おおむね木口印の打刻には二回ないしは三回の機会があったと考えられる。

その第一が「根木口印」（あるいは元木口印）と呼ばれるもので、仕出に先立って木種見分を行ったとき、山手代が伐採すべき枯損木を選定して、その根元に木口印を打刻するのである。仕出を請け負った受頭は、根木口印を打刻した枯損木のみを対象として本切（もとしきり）を行う。

山中での本切・木取（造材）が一段落して小谷出しが行われ、藩役人による山本改（間尺改）が実施される前後の時期に施されるのが、第二の「株木口印」である。樹木の伐採は、「其木の曲り候か、又ハ地形之見立三仍て、地合三・四尺、五・六尺も上分伐取申候¹⁵」とあるように、根元から上

の部分若干残して伐倒する。伐り倒した跡の状態を株木というが、山手代は、株木の根元に根木口印が打刻されているかを確認したうえ、株木口印を打刻した。こうすれば、根木口印と株木口印の両方が存在している株木は、正当に伐倒されたものであることがわかり、根木口印がない株木は不審なものであると判別できる。

なお、株木には三〇五尺程度の樹木が残されているため、ここからさらに小規模材を採取することが可能である。株木から小材を木取した残りの部分は、末木すえきと呼ばれる。第三の「跡木口印」あるいは末木口印は、藩役人による山本改が終わり、柚や日用が下山した後、最終確認として行われるものである。これは根木口印・株木口印の存在をチェックしながら、作業現場に残されている木々に跡木口印を次々と打刻して、残木である証拠を示したうえ、無刻印の末木を探索する作業となる（末木のうち根木口印がないものは明らかな盗伐の痕跡であり、根木口印があつて株木口印のない株木は、山本改が終わってから下山するまでの間に不正に木取されたものであると判断できる。なお、跡木口印入は、株木口印入と兼ねて行われることがあるが、この場合は二回のチェックで済ませることになる）。

このように木口印は、御材木仕出の対象樹木であることを示す一方、伐出し作業の間に杣らによる不正が行われていないかをチェックするときの証拠として機能しており、木口印の打刻の有無は、森林の取締りにとって欠くことができない重要な目印となっていたのである。

さて、以上のことを前提として「史料1」に戻ろう。武久がこのとき発見した木口印のない切株・末木の数々は、御材木仕出が適正に行われていたかどうかを判別できない状態であることを示していた。しかも、榎・明松という御停止木がまったく木口印のない状態で伐採されていたことは、

盗伐の摘発を担当する御山守にとって職務の本質を問われる大きな問題であった。この時期の木口印入は、すべて山手代の管轄であったが、三ヶ村の御留山・御巢山の管理・取締りを任務とする御山守の立場として、このような状態を放置することは、自らの責任に直結する危険性を孕んでいたのである。

武久は下山後の一〇月二十八日、この御材木仕出の受頭である杣頭の助左衛門を自宅に呼び出し、このときの仕出の様子を尋ねた。助左衛門の言い分では、山手代は日頃より入念に木口印入を行っているが、他の場所の見廻りなどで現場を離れるときに受頭の助左衛門へ木口印を預け、代わりに打刻を頼むケースもあつたという。助左衛門は「川上御山之儀、首尾能相勤候後之儀ニ候得ハ、此上御見分迄之事ニ而事済申様ニ」と、すでに終わったことなので穏便に事を済ますようにと頼んだが、武久は「我等儀、跡見廻り役ニ而有之候、我等見分之趣ハ申達事ニ候」と述べ、あくまで「跡見廻り役」の立場から本件を役所へ報告すると強弁している。⁽¹⁶⁾

武久は、別件で名古屋を訪れた同年一二月、城下巾下はもとにある木曾御材木役所を訪れ、奉行の寺町兵左衛門・日下部兵次郎に対し、次のような上申書を提出した。

〔史料2〕

申達候口上之覚

私儀、当月十月川上御山見廻相勤候節、加子母村助左衛門組御受合仕出シ候長坂御巢山御切跡見分仕候処、切株・切末ニ木口印無御座株共相見候付、心付キ相改候処、木口印無御座切株百三拾式数御座候付、私御預り罷有候三改木口印入置申候、尤右之内、根木口印入切株ニ木口印無御座株も御座候、切末木口印無御座ハ数多ク御座候故、不残木口

印入置申候、仍之私儀加子母村へ罷帰候節、助左衛門呼出、右切株之儀相尋候処、去年御請合仕出シ候枇杷島橋御材木本切仕候節ハ、根木口印請不申本切仕候、当年分ハ根木口印請候而本切仕候儀ニ御座候、随分吟味仕候儀ニ御座候得ハ、鹿抹之儀ハ有御座間敷奉存候、御材木も首尾能仕出候儀ニ御座候候間、此上御勘弁仕呉候様ニと申聞候、以後若疵木御本切等被仰付候御儀ニ御座候ハ、間違等無御座様被仰付可然様奉存候間、右之趣申達候、以上

十二月十日

内木 彦七

寺 兵左衛門様

日 兵次郎様⁽¹⁷⁾

これによると、①川上村長坂御巢山での仕出で、株木口印・跡木口印の双方がなかった切株は二三か所に及び、このほか根木口印はあるものの株木口印がないものが若干、跡木口印がなかったものが多数存在したと、②この件以外にも、前年に行われた枇杷島橋普請用の御材木仕出では、まったく根木口印を受けずに本切が行われたこと、などが判明する。そして武久は、以後の疵木仕出の際にはこのようなことがないよう取り計らうことが必要だと奉行へ進言している。

このような事件があったことから、武久は山手代による木口印入のあり方に神経をとがらせていたようで、特に三ヶ村山の御山見廻りでは、残木への入念なチェックが行われた。

翌宝暦六年九月一九日から一〇月二六日にかけて、加子母村の御山廻りを行った武久は、村内の西股入で伐出しが行われた木場跡を見分した際、再び木口印のない切株を発見した⁽¹⁸⁾。調査の結果、その数は二一〇〇か所あ

宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

まりにも及び、武久は内々に事を収めることができないと判断して、その旨を報告した口上書を名古屋役所へ提出している。口上書を受け取った木曾材木奉行は、元締手代に対し、この事案が山手代の「不念」によるものか、受頭による「背切」によるものかを吟味して報告するように命じた。

〔史料3〕

木曾王滝村清兵衛組仕出候加子母山西股入木場跡、内木彦七相廻り候処、木口印無之切株式千百数余御座候由、右者跡山廻り御足軽、右御山ニ附添候山手代不念之儀ニも候哉、又者元来不立木清兵衛組背切候哉、委細吟味仕可申上由、承知仕候

一 桧類御停止木之内疵木之分、吟味之上本切仕候儀ニ御座候故、山手代并杣頭共江も急度申渡、疵木之分相改、木之元ニ木口印入相渡、追而本伐致候上、切株ニ木口印入置申様ニ山手代共江申渡候付、右清兵衛組御請合御材木之儀、木口印入方之儀此度入念相尋候処、何れも兼而申渡候通、最初疵有之木元江木口印入、本伐為致、追而切株ニ木口印入候ニ紛無御座候、勿論杣頭共儀も疵木御免ニ而仕出申儀、殊ニ疵木御山内ニ多ク御座候付相願候得者、御請合之木数都合仕候迄者木口印入相渡申儀ニ御座候付、杣方ニ指支無御座候得者、不指免立木本伐仕候儀、曾而無御座候

一去ル戌冬今当春迄、木口印入本伐為致候桧類疵木木数壹万四千七百七拾式本・雑木千七百六拾壹本本伐仕候、其内桧類本伐ニハ木口印入、雑木者木口印入不申候、御留山・御巢山内之儀者桧・雑之無差別木口印入申候得共、明山内之雑木者百姓共伐取申儀ニ候故、前々々木口印入不申候、右加子母御山ニ去ル戌冬今当春迄追々相勤罷有候山手代共并杣頭共、去年・当年加子母村方板樽相勤候山手代并加子母村庄屋・百

姓共吟味相尋候処、別紙之通口上書指出申候付、八通指出申候、右之通ニ候得ハ、申渡之通木口印ハ入申候得共、雨天・雪中之節入候木口印、或生木之肉上り相消見へ兼候儀も御座候哉、彦七申達之趣ニ而者、木口印無之切株大分之儀可申上様も無御座、此段者山手代共不行届之筋ニ奉存候、委細口上書之通御座候間、宜御勘考被成下候様ニ仕度奉存候、以上

閏十一月

本ノ共¹⁹⁾

元締手代は、西股入の件をはじめ、宝暦四年冬から同六年春までのすべての疵木御材木仕出について、山手代・受頭らより口上書の提出を求めて、木口印入の様子を調査したようである。その結果、西股入の事案では、根木口印・株木口印ともに適正に打刻が行われたこと、疵木による仕出の場合は、当初予定の木取数に達するまで適宜追加して根木口印入が行われるため、受頭は山手代に木口印入の追加を求めればよく、わざわざ危険をおかしてまで背切をする必然性がないことなどが指摘され、不正はなかったと結論づけている。このほかの仕出の場合でも、御留山・御巢山では御停止木・雑木の区別なく木口印の打刻を行い、明山の雑木に関しては木口印入は行わない慣行であることを指摘したうえ、木口印のない木が存在するのは、いったん打刻したものの、雨や雪の影響で木肌が膨張し、刻印が消えて見えなくなったためであろうと推定している。ただし、元締手代は、いずれにしても山手代の「不行届」にあたるとして、その点を踏まえた処置を奉行に求めた。

この元締手代の結果報告は、おおむね山手代・受頭の口上書の主張に沿ったものであった。このとき元締手代は、征矢伊左衛門・千村重右衛

門・青木宗藏・磯野代右衛門・白木吉左衛門・坂野惣左衛門という六名の山手代と受頭の王滝村杣頭清兵衛、仕出後の末木出しを請け負った加子母村庄屋の政右衛門より口上書を取ったが、いずれの口上書でも「行懸り雨天之節、木口印入申株等ハ木口印消、見江兼申儀も可有御座候半哉、此程ハ無覚束奉存候」などと、木口印がない点については共通の表現が用いられている。おそらく口上書の提出を求められた際に、山手代らは示し合わせて文言の調整を図ったのだろう。山手代や受頭となる杣頭らは、地域の山々の実情に精通した者が推薦されて就任するため、元締手代も御材木仕出を円滑に進めるためには彼らに一定の配慮を示す必要があったと推測される。

しかし、武久はその後も手を緩めることなく、山手代の不適切な木口印入に対する追及を続けた。同七年四月には、山手代の征矢伊左衛門・青木宗藏に対して、西股入の谷ごとに「木口印無之切株」の数を列挙した「覚」(合計二一〇八か所を書き送っており、山手代らの反論に対して、調査で得た数値をもって自らの正当性を主張する行動に出ている。²⁰⁾

結局、この紛争は、同年五月に木曾材木奉行の裁可によって、濃州三ヶ村山での御材木仕出に限り、山手代が行う株木口印・跡木口印の打刻に御山守が立ち合うという形で決着をみた。

〔史料4〕

以宿継致啓上候、然者三ヶ村山御材木切跡切株・末木等木口印入申儀、只今迄ハ山手代計ニ而入させ申候へ共、当年分向後ハ木口印入ニ其元御立合入させ申様ニ寺町兵左衛門殿申通候様ニと被申候付、如此御座候、右木口印入時節之儀、山本ニ罷在候山手代共御引合可申進候間、御案内申候日限ニ御越、木口印御入させ候様ニ致度候、尤其元

差懸り候御用有之御障入之節ハ、御同苗ニ而も被進候様ニと存候、旁
得御意度如此御座候、弥無御障御勤可被成と珍重存候、以上

五月十二日

神谷仁右衛門

若井貞左衛門

内木彦七様⁽²¹⁾

右の史料は、五月一二日に元締手代が武久に対して送った御用状である。ここでは、三ヶ村山での株木口印・跡木口印入に御山守が立ち合うよう奉行の寺町兵左衛門が指示したこと、木口印入の日程については、山手代と御山守との間で調整を行い、武久の日程が合わない場合には、見習の武信(又六、のちに善右衛門)を派遣してもよいことなどが記されている。

この「木口印入」の紛争を契機にして、御山守は、三ヶ村山限定ではあるものの、御留山・御巢山などにおける枯損木の御材木仕出に介入することができるようになった。しかし、このときに立合が認められたのは、伐倒後の株木口印・跡木口印の打刻のときだけであり、根木口印には及んでいないことに注意が必要である。

三 御山守の持つ経験知の活用

「木口印入」をめぐる山手代との紛争と前後する時期から、木曾材木奉行は内木武久の「巧者」としての能力を活用しようとし始める。その代表的な事例が、宝暦六年(一七五六)に行われた木曾山・三ヶ村山の木種見分である。

同年の武久の活動に関する史料については、残存状況が悪く、詳細をつ

宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

かむことは難しいものの、明和三年(一七六六)の御用状留に収録されている格式願の中に「九ヶ年以前子年、木曾阿寺山・上松小川山・王滝鯨川山・付知山、右四ヶ所木種見分被仰付候節ハ、軽尻馬壺定分・雑用銀も一日銀式匁五分ツ、被下置候⁽²²⁾」とあり、宝暦六年に武久が木曾阿寺山・上松小川山・王滝鯨川山・濃州付知山へ赴いて木種見分を行っていたことが確認できる。また、同年の「道中米代木銭払帳⁽²³⁾」には、四月二日付の川上村庄屋による木銭請取状を皮切りに、野尻宿受頭(四月二日～五月一日)・上松宿受頭(五月一日～六月三日)・上嶋村庄屋(六月四日～一八日)・付知村庄屋(六月二日～二四日)などから請取状が列記されており、これらの記述から、武久は四月下旬より六月下旬までの約二か月間、この木種見分に関与していたことがわかる。また、これらの請取状の中には「右ハ板樽木種御見分之節、如此御払被成」云々という文言も確認できるので、このときの木種見分が、疵木からの板樽仕出⁽²⁴⁾の前提作業であったことも知られる。

武久が見分を行ったのは、付知山を除き、信州側の木曾山に属する山々であり、明らかに三浦・三ヶ村御山守の職務管轄外の山々である。請取状の差出人に受頭の名前が見られること、四月から六月という仕出が始まる時期に現地へ赴いていることなどを考慮すると、武久は仕出が行われる直前に山手代や受頭が行う伐採予定の疵木の選別作業(おそらくは根木口印入)に同行したものと考えられる。疵木の場合、表面の疵穴から腐食が進んで内部に「うろ」を生じることが多い。大きな「うろ」が生じた樹木は、内部が空洞化して、伐採しても用材として木取することは困難である。武久は、疵穴の様子から樹木内部の腐食状態を想起し、御材木として伐採することの適否を判断することに長けていたのであろう。このときの武久の木

種見分は、こうした能力を認められて派遣された臨時の御用であったと考えられる。

ところで、尾張藩の山方支配を統括する木曾材木奉行には二名が任命され、この時期には寺町兵左衛門と日下部兵次郎が就任していた。寺町兵左衛門は、寛延三年（一七五〇）四月に奉行となったベテランで、のちの宝暦九年には、木曾山の林業で使われる用語を解説した「木曾山雑話」を著すなど、山方に関する知識も豊富であった。一方の日下部兵次郎は、宝暦五年七月一三日に木曾材木奉行へ就任した、いわば新参の奉行であった。木曾材木奉行は、藩主の参勤交代にもなっており、どちらか一方が江戸勤めとなる場合があり、宝暦七年の「丑年中御用状留」²⁵を見ると、同年五月頃まで境に寺町の名前が御用状から見られなくなり、日下部の単独署名によるものが増加する。おそらく寺町は江戸へ随行したのであろう。そして、この頃から奉行日下部の名による三浦・三ヶ村御山守への下問の数が増えていく。一人勤めとなった日下部は、部下の材木方には改めて質問することが憚られるような内容について、諸事に精通した武久を頼っていた面がある。

〔史料5〕

一 実植致候場所、芝草など何ほと根分取取候而も翌年元のことくニ生立候哉
 一 芝草焼払候而ハ一兩年も生立申間敷候哉、其外何とそ芝などの根を残し置いかふ生立不申致方有間敷哉

内木彦七へ

右ハ日下部御頭分馬場七郎右方江御詠被遣候、但し、六月廿四日八ツ半比、馬場氏・牛田氏立寄被申候節、馬場氏分受取也²⁶

右は、宝暦七年「丑年中御用状留」の六月二四日の記事である。この書付は、野尻宿に出張していた日下部より加子母村へ赴く予定の材木方の馬場七郎右衛門に託され、武久は馬場より直接手渡されている。ちなみに、この書付の原文書は、御用状留の当該記事の部分よりやや離れた八月二八日付御用状の部分に掛紙形式で貼り込まれている。月日も差出人名も記載されていないこのような書付は、内々に物事を伝える際にしばしば用いられた手法である。

内容は、植林用苗畑の芝草除去に関するものである。日下部は、①樹実を植えた場所の芝草は、どんなに根から刈り取っても、翌年には生え出てくるものなのか、②芝草を焼き払ってしまえば、以後生え出てくることはなくなるか、このほか芝などの根を残しておいても生え出ないようにする方法はないか、と下問している。いずれの質問事項も、苗畑に限らず、農業では雑草除去の初歩ともいえる内容に属する。

これに対して武久は、翌日付で丁寧な返答書を書き送った。

〔史料6〕

以宿継御請申上候口上之覚

野尻宿分被遣候御書付、廿四日馬場七郎右衛門殿分慥ニ請取奉拝見候
 一 実植可被仰付場所、芝草抔何程根分取取候而も翌年元のことく生立候哉之儀被仰付候、右ハ芝草根分能取取候ハ、少シハ痛ミ可申候得共、翌年さつはと仕居申程之儀ハ有御座間敷哉と奉存候
 一 芝草焼払候而ハ一兩年も生立申間敷候哉、其外何とそ芝抔之根を残し置いかふ生立不申仕方有御座間敷哉と被仰付候、右ハ芝草焼払候得ハ結句翌年ハ生立宜罷成申儀ニ御座候、既ニ今春実植仕候節、木草根不残堀捨させ候得共、先比御見分被遊候通、一面ニ生立申儀ニ御座候

御百姓草苜場所生立悪敷罷成候得ハ、隔年早春雪消次第焼払申儀ニ御座候、左候得ハ若草生立宜罷成候儀ニ御座候、仍之右場所之儀も同様ニ可有御座哉と奉存候

(中略)

六月廿五日

内木 彦七

日 兵次郎様⁽²⁷⁾

武久は、①に対して、芝草を根からよく刈り取れば、多少は効果があるかもしれないが、翌年に全く生え出てこないということにはならない、②に対しては、芝草を焼き払うのは逆効果で、翌年には生い立ちがよくなってしまう、百姓たちは、草苜場所の生え具合が悪いと、隔年で早春に草地を焼き払い、若草が生え出てくるような処置を施す、これと同様の結果をもたらす、と述べて、芝草除去には合理的・効果的な方法がないことを示唆している。

右のようなやりとりからは、日下部が武久の知識を求め、武久も日下部の立場を慮りつつ、正確な知識・情報を伝えようとしていたことがうかがわれる。

日下部は、これに先立つ五月にも、加子母村西股入で行われていた木地挽物の請負仕出について、率直な感想を武久に示し、意見を求めている。⁽²⁸⁾

このときは、請負人が本切場所を増やしてくれるようお願いしたのであるが、日下部は「去年相渡候場所之内も追々切荒し、あかるく罷成候様子」なので、今回の出願を認めてしまった場合、「御停止木ニ相障候儀ハ無御座候哉」と不安を抱いたのであった。これに対して武久は、「如尊意纒去年壹ヶ年ニ御山切荒シあかるく罷成候」と、日下部の指摘に同意したう

宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

え、「尤木地挽物ニ御願申上候木種、御材木ニ罷成候木種ニ無御座候」と述べ、木地挽物に用いる木種は、御材木に用いる木種とは異なると説明し、「私共見廻ニ罷越候度々、御停止木ニ相障り不申候様ニ精々心懸ケ本切等仕候様ニと申渡候」として、御山守の見廻りに際しても御停止木に障害が発生しないよう監督・指導していることを強調し、さらに、山が明るくなり荒れて見える点についても「木怔ニより拾本本切仕候而も拾本とも木取仕候儀ニ而も無御座、木怔悪敷御座候得ハ本切之俣捨置候儀も御座候」と、木地挽物としての良材を採取する場合の本来的な非合理性を指摘して、さほど心配することではないと説明している。そして、武久は最後に「去年之振、何谷今何谷迄と山境相極相渡候様ニ被仰付候而ハ如何可有御座哉」と述べ、昨年通りに谷筋を決めて本切場所を許可してはどうかとの提案を行った。

こうした下問と返答の繰り返しだが、日下部の武久に対する信頼感を醸成していったものと推測される。特に濃州三ヶ村山に対して、日下部は、配下の山手代たちの考えよりも御山守の意見を重んじる傾向が次第に強まっていく。

(史料7)

御請申上候口上之覚

去ル十二日付御用尊札、昨十五日於加子母村参着仕奉拜見候、然ハ加子母御山西股入御菓山之外ニ而桧類疵木御本切、角壹万本程も出可申候、同丸太式万本程も出可申旨、山手代衆申達御座候由、疵木計ニ而も右員数程之御材木仕出可罷成候哉、私引請之場所ニ而委承知仕候事ニ御座候間、勘考之趣申上候様ニと被仰付奉畏候、尤御内々ニ而被仰付候間、其心得仕、若私一存ニ而難申上候ハ、巧者成者共へ私存

付之振ニ様子相尋、早速否可申上候、御急キ之儀ニ御座候由奉承知候
一右西股入之儀、広キ御山内之儀ニ御座候得ハ、太木之分御本切被仰付
候ハ、右御手代衆中申達之員数之外ニも多ク出来可仕候得共、疵木
計ニ而ハ何程も出来仕間敷哉と奉存候、惣体右御山内、当時生立最中
と相見候御山ニ御座候へハ、立枯木も希ニ而、疵木ハ漸熊剥等ニ限り
候様ニ奉存候、依之疵木計ニ而ハ右被仰付之御材木出来仕間敷哉と奉
存候、尤被仰付之通、巧者成者共へ私存付キ之振ニ相尋吟味仕候処、
右之通御座候、以上

十月十六日

内木 彦七

日 兵次郎様⁽²⁹⁾

この史料は、宝曆七年「丑年中御用状留」の一〇月一六日の記事である。日下部は、同月一二日付の御用状で加子母村西股入の御巢山外での疵木御材木仕出について、角材一万本・丸太二万本の出材が可能であるとす
る山手代の主張に対して、疵木ばかりでこうした多量の出材が本当に可能
かどうかを武久へ尋ねた。これに対して武久は、西股入は場広の山なの
で、太木まで用いれば出材は可能であろうが、疵木のみでは難しく、特に
この山は「当時生立最中と相見候御山」成長途上の山)なので、立枯木が少
なく、熊剥程度しか疵木が発生する余地はない、結論としては無理である
うが、木取できる具体数に関しては、その分野の「巧者成者」(「杣頭」に
尋ねて吟味する必要があると述べている。

この内容のように、山手代が目算した仕出数に対して、御山守が異論を
唱えることができる環境がつくり上げられていたことには、注目しなけれ
ばならない。しかも武久は、当該地域の樹木の生育状況を「当時生立最

中」と判断していたのであり、老齡樹が中心となる疵木を択伐して山の若
返りを図り、山を再生させるといふ考え方が、経験の中に根付いていたこ
とをうかがわされる。森林を適切にコントロールしていくことが、藩の森林
政策に必要であることを、武久は奉行の日下部に直接伝えることができる
立場にあったといふことができよう。

しかし、疵木御材木仕出についていえば、伐採する疵木を選定する根木
口印入の制度的な権限は、依然として山手代が握っていた。宝曆六年の木
種見分は、これを覆すための端緒とはなつたが、これを制度的に認めさせ
るには、なお若干の曲折が必要であつた。

四 熊洞御巢山における疵木板榑仕出

宝曆七年八月、奉行の日下部は武久に対し、支配所である三ヶ村山の立
枯木を見分し、木怔のよい場所の木数・員数を調べて至急提出するように
命じた。これは、「来年御材木之目論見へ指加ニ相成候」という意図で行
われたものであつた。武久は、同月二〇日付で調査した結果を口上書に認
めて提出した。長文にわたる口上書の内容を摘記すれば、次のようにな
る。⁽³⁰⁾

⑦今年の夏の洪水で、付知村の桐小屋御巢山の咽洞という場所で土砂崩
れがあり、桧・樅が大小三〇〇本ほど被害を受けたとの報告があつた
ため見分したが、報告内容とは違い、御材木の丸太になりそうなもの
は七三本であつた。過半は折れているので、長さ二間ぐらいの丸太を
木取したとしても、ようやく一〇〇本ぐらいで、大半の樹種は樅であ
る。

①加子母村の熊洞御巢山で六〜七年前に仕出が行われた場所について見分したところ、もともと疵木を本切した所なので朽損が進んでおり、もはや長木の採取は期待できない。これらについては、早めに板樽を御材木として仕出す必要がある。村内の杣頭を連れて見積もったところ、一二〇〇坪ほど採ることができそうである。

②加子母村出之小路の明山内にある杣木・古木・立枯木・押出木などを用いると、七〇〇〜八〇〇坪ほどの板樽を生産できる見込みである。

③三浦山の倉掛ヶ黒淵にある立枯木を見分したが、伝えられた情報とは違い、桧は二割もなく、ほとんどが榎・梅で、長さ二間の細めの丸太ならば一〇〇本程度は採れるが、年数を経ているので木柢が悪くなっている。

④加子母村西股入の井ノ谷から白谷までの間では、栗や榎の五寸角・一尺角の角材が二〇〇本ほど採れそうだとの情報が入っている。

⑤加子母村の前山にあたる尾白谷・おみや谷では、周囲一尺程度の栗丸太が三〇〇本ほど採取できると聞いている。

⑥加子母村の木曾谷奥の枇杷洞・小谷では、栗の角材が五〇〇〜六〇〇本程度採れそうである。

実際に見分を行った場所(⑦)~(⑩)については、伝わっていた情報との相違などを指摘しつつ、採取可能な樹種・用材の種類・大きさ・本数などを見積もっており、このときは来年の目論見の中へ加えることを意識したためか、実見せずに情報の内容(④)~(⑥)までも付け加えている。木種見分の経験によって疵木の木柢の善悪を判断するのに長けた武久らしい詳細な報告内容であるといえる。

この報告のうちの①が、出材の緊急性が高いものとして、日下部の目に

宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

止まったのであろうか、これ以降、加子母村の熊洞御巢山での板樽仕出が、翌八年の御材木仕出の有力候補の一つとして具体化する。以前に加子母村西股入で椶物丸太の出材を請け負った者が、「安直段」で落札したため採算に合わないうえ、洪水で造材した丸太が多く流失して追加造材を余儀なくされ、その損失を補填するため、同村の熊洞御巢山・出之小路明山での枯損木による板樽仕出を出願してきたのである³¹⁾。

材木方では、この板樽仕出に関する受頭の入札を行い、加子母村杣頭の助左衛門・利左衛門父子が落札した。そして、翌八年六月には杣たちも揃い、割出し・木取が始まった。なお、この仕出を担当する山手代は大嶋源六という者で、熊洞に入山した五月二十七日には、三浦山に滞在していた武久に対して書簡を送り、「熊洞御山之儀不案内之下拙儀ニ候間、其内御見廻りニ御登山、諸事御指南等奉願候」と述べている³²⁾。このときの枯損木への根木口印入は、従来通り山手代の大嶋によって行われたと思われる。

ところが、杣たちによる割出しが進むにしたがって、根木口印を打った疵木の内腐れが想像以上に深く、このままでは受頭が請け負った五〇〇坪の板樽を賄うことができない状態であることが判明した。そこで、受頭の利左衛門は、武久に対し、「去年貴公様御見立被遊候谷へ根返

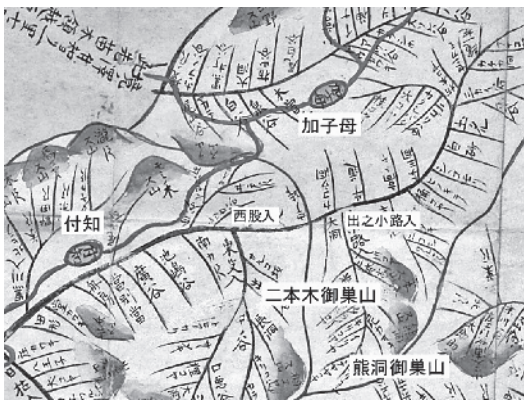


図3 熊洞御巢山・二本木御巢山周辺図

り之分」⁽³³⁾「前年の見分の際に武久が見立てた根返り木」を使用する以外に方法がないとの書簡を送って善処を求めた。六月二日に見廻りのため山入りした武久は、前年の長雨による洪水で根返り・押出しとなった疵木を板樽仕出に活用することを大嶋らと相談したが、このときの仕出には風折木・根返り木は用いないとする条件が付いたため、改めて材木方へ出願しなければならず、袖入りしている間に許可が下りる可能性が低いと判断して、この件はいったん沙汰止みとなった。

板樽仕出は、予定の半分にあたる二五〇坪程度を採取した状態で推移していたが、七月二五日になって山手代の大嶋から朗報もたらされた。上松に出張していた奉行の日下部が、帰路のついでに三ヶ村山を訪れ、熊洞・二本木の両御巢山を見分するとの通知が上松役所から届いたのである。

日下部が到着したのは七月晦日のことで、翌八月一日には熊洞御巢山を見分、武久らは板樽仕出に使うとしていた根返り・押出しの疵木がある場所を見分ルートに加え、中小屋滞在中の翌二日には「此節幸三板樽二被仰付候方、御為ニ相成可申」と上申し、奉行への説得を試みた。日下部は、「成程尤之事ニ相聞候」と返答したものの、手続きが必要なので名古屋へ戻ってから改めて進達すると述べた。⁽³⁴⁾しかし、「仕出させ候様ニ可被成」と前向きに検討することを約束している。

翌日、下山した日下部は、武久を呼び出し、前述の根返り・押出しの疵木および山内にあった樅の青葉付き大疵木(二五〇本程度)について、これらを御材木に仕立てた場合の見積りを出すように命じた。武久は、前者が板樽一四〇一五坪、後者が板樽二〇〇坪程度ではないかと回答したが、このとき日下部は、「当時青葉付居不申押出し木、板樽ニ仕出候様ニ」と述

べ、前者については独断で、名古屋からの許可を待たずに仕出を始めてもよいと指示した。

武久は、右に見たような仕出用の疵木の選択をめぐる混乱について、三ヶ村山に「不案内」な山手代が広い山内の様子を把握できていないためであると考へ、日下部が名古屋へ出立する同月四日の朝、内々に一通の書付を差し出した。

〔史料8〕

三ヶ村御山内并御巢山内ニ而桧類疵木御本切被仰付候節ハ、当年迄も右御山本ニ相勤候山手代ハ根木口印入本切為仕来り候、仍之御材木出来、木場出し候上ニ而、右切株・末木・打出し等去年ハ跡木口印私立合被仰付、御役所短冊御木口印并私御預り罷有候三改木口印、右両木口印入置申儀ニ御座候、広キ御山内之儀ニ御座候へハ、山手代老人ニ而ハ難行届儀も可有御座候様ニ奉存候、此已後若桧類本切被仰付候御儀ニ御座候ハ、根木口印之節立合等被仰付候而ハ如何可有御座候半哉奉伺候

右之通月日・充名・手前名なしニ相認、八月四日朝、升屋ニ而御一覽之後御返し被下候様ニと日下部御頭へ差出候処、御山メリ之為尤之事候、此書付ハ差留メ可被置由、御戻し無之候⁽³⁶⁾

書付の内容は、三ヶ村山で桧類の疵木の本切が行われるときは山手代が根木口印を入れ、御材木を出材した後、切株・末木・打出しなどに跡木口印を入れている、去年より武久が立合を行うようになって役所の短冊木口印と御山守の三改木口印の両者を打刻するようになったが、広い山内を山手代一人で担当するのでは行き届かないこともあるため、以後は本切の際の根木口印入も御山守が立ち合うようにしてはどうか、というものであ

る。山手代の木口印入に対する杜撰さに業を煮やした武久が、奉行へ直接、内密の提案を行ったわけである。後段の記載にもあるように、この書付は、月日も差出人も宛所もなく、宿所で一覽した後は返却してもらいたいと頼んだうえで手渡したが、日下部は「此書付ハ差留メ可被置」と述べて、武久へ戻すことなく持ち帰ったという。

名古屋へ帰った日下部は、さっそく根返り・押出しの疵木および青葉付きの大疵木の追加仕出について年寄衆の決済を受けるとともに、御山守による根木口印入の件についても、役所内の合意形成を図った。そして八月一六日には、武久のもとへ次のような通達が発せられた。

〔史料9〕

最前被相達候加子母熊洞山疵木・根返り木、板樽ニ可仕出哉之儀申達候処、仕出方相済、本メ分杣頭江申渡候様申遣候木数之儀ハ、先頃其元書出之通申達候得共、一々吟味之上ハ少々不足有之儀ニ候、就夫今般者山手代江其元被立合、致本伐可然木品之分相談之上相極、根木口印之儀、山手代・其元両木口印入候筈候間、可被得其意候、尤右之趣山手代へも委ク申渡候様ニと本メ江申越候間、引合可申候間、左様可被心得候、以上

八月十六日

日下部兵次郎

内木彦七殿⁽³⁷⁾

この通達では、熊洞御巢山における板樽仕出に不足が生じたとして、以後は山手代に御山守が立ち合い、本切すべき木品を相談のうえ決定して、両者の根木口印を打刻することにしたので、その旨を山手代に伝えるべく元締手代へ指示したとある。武久が内々に願ひ出た根木口印入が、ひとま

宝曆期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

ず熊洞での追加仕出から実現することになったのである。

追加仕出の対象となる根返り・押出しの疵木および青葉付きの大疵木の選定は、九月七日から開始された。最初は熊洞の谷内にある根返り木に根木口印を打ち、続いて西平へ赴き「大疵木うる木之分、角・丸太ニ相成申間敷木品、一々根本へ付き、兩人申相之上、根木口印入させ申候」とあるように、大疵木で「うろ」が入ったものうち、角材や丸太に木取できないものを一本ずつ確認し、大嶋と武久が協議のうえで根木口印を打刻していった。

こうした根木口印入の作業により、丹念に山内の森林資源の状況を検索することができたのも、御山守による立合の利点であった。武久は、熊洞御巢山の根木口印入を行いながら周囲の状態を観察するとともに、隣接する二本木御巢山へも足を伸ばし、山内の様子や疵木の有無を確認して、その結果を奉行へと報告した。

〔史料10〕

一今般熊洞御巢山内桧類疵木、板樽御材木ニ被仰付、大嶋源六・私最前一々吟味仕候上ニ而、角・丸太等ニ不相成木品之分式百五拾八本、根木口印入相渡申候、其節見分仕候処、右御巢山内桧・榎大木之分、不残疵木ニ罷成候様ニ相見へ申候、此分大法木数五百本余も可有御座哉、并二本木御巢山内川小屋谷分吞小屋辺、榎大疵木百三拾本程も可有御座候、此分ハ此度御本切被仰付候熊洞御巢山大疵木同様ニ相見へ申候、此場所先年木曾長野村孫三郎組仕出シ跡ニ而御座候、右八年経候程朽腐り可申哉、当時大割物等ニ被仰付可然様ニ奉存候、右ハ末口物等ニ相成不申疵木之儀ニ御座候故、右之通御伺申上候、以上

十月十五日

寺 兵左衛門様⁽³⁹⁾

申達候口上之覚

右の史料は、追加仕出の根木口印入が終了した際に、武久が奉行の寺町兵左衛門へ提出した報告書の一部である。これを見ると、熊洞における板樽用の二五八本に関する根木口印入の報告と同時に、この巢山内にある約五〇〇本の桧・榎の大木(老齢木)の多くが疵木になっていること、二本木御巢山にも榎の大疵木が三〇〇本ほどあり、これらは今回の板樽仕出のものと同様の状態で、大割物などに木取が可能であることなどを書き添えている。

このように御山守は、根木口印入を媒介に三ヶ村山における植生状況をつぶさに観察し、整理すべき枯損木の存在を把握して、次回の仕出のための情報を得るとともに、除去する樹木と保続すべき樹木の選択を通じて、次世代更新に役立つよう森林のコントロールを行っていったのである。

御山守による根木口印入の立合対象は、翌宝暦九年五月に三ヶ村山の御材木仕出へと拡大された⁽⁴⁰⁾。これにより御山守は、濃州三ヶ村山全体の森林資源を調整する役割を与えられたことになる。

おわりに

以上、枯損木による御材木仕出の木口印入を素材に、三浦・三ヶ村御山守が三ヶ村山の森林管理への関与を深めていく過程について検討した。その結果、本来は山手代の所管であった木口印入について、御山守がその不備を指摘する形で介入していき、跡木口印↓根木口印の順にこれらを掌握して、仕出用の枯損木を選択する権限を与えられた点が明らかとなった。

加子母御山西股入之内、三階奥前山境小中根と申所、七・八町四方程之内桧小立至極結構成生立場所御座候、右場所当時八寸角以下之角木ニ可罷成相見江申候、物体西股入之儀、場広成御山ニ御座候得共、右小中根と申場所程宜生立無御座候間、此場所御留山ニ為被仰付置候ハ、以後御為ニも可相成哉と奉存候付申達候

一右小中根と申所、西股入柄ノ木子屋谷・錢神谷奥ノ加子母前山ハ堂ヶ脇谷奥迄ニ而御座候、尤右場所場狭ニハ御座候得共、余り見事ニ生立候場所ニ御座候付、右之通申達候、若御留山ニ被仰付候御儀ニ御座候ハ、御序之節場所をも御見分被遊候様上、御境等御立、御巢山同様為被仰付置候ハ、追而御用ニ可相立場所ニ相見江申候付、右之趣申達候

一川上御山之内、奥三階と申処、桧立木目通三・四圍位之八・九分枯多ク御座候由及承申候、年経候程朽損シも可有御座候間、御見分之上割丸太等ニ被仰付候ハ、乍恐

御為ニ茂可罷成哉と奉存候、右太木之内、無疵ニ而末口物ニも出来可仕木種も多ク御座候由ニハ候得共、谷筋悉ク殺所多ク御座候付、長木ニ而ハ出兼可申哉之由ニ而御座候、尤私儀、右場所見分仕委細可申達候得共、奥々之儀ニ御座候得ハ、小屋補理又ハ御人足懸り、旁御入用も可有御座ニ付、見分ハ不仕候得共、右之通及承候付申達候、以上

正月廿五日

内木 彦七

日 兵次郎様⁽⁴¹⁾

右の史料は、宝暦八年正月に武久が奉行の日下部へ宛てて差し出した上申書である。前段では、加子母村西股入にある小中根という「結構成生立場所」を御留山や御栗山同然に扱って禁伐林とすべきことを提案し、後段では、川上山の奥三階という場所にある太木の松林について、八〇九割が立枯木で朽損も心配され、谷筋も難所が多く長木では出材できないので、割丸太の御用材にしてはどうかと述べている。たとえ御停止木の松の太木であっても、立枯れが進み、出材の立地条件が悪ければ整理の対象と見なす一方、小中根に対しては「惣体西股入之儀、場広成御山ニ御座候得共、右小中根と申場所程宜生立無御座候」と植生状態を絶賛している。武久の森林コントロールの基本的な考え方が端的に示された部分であると思われる。

天然更新を基本とした木曾山・三ヶ村山では、疵入りや枯死した立木、および根返り・押出しなどで生育が不可能になった樹木を除去し、幼木をはじめとする次世代への更新を円滑に進める環境をつくることは重要な課題であった。大規模出材への反省から森林を蓄積していく時期にあたる一八世紀において、尾張藩は、御用木需要を主として枯損木の有効活用によって賄い、有用林を温存する一方、枯損木や老齢木を整理して若木の成長を促し、森林資源の保続を目指した。こうした施策を遂行するにあたっては、山々の植生状況を熟知し、木性の善し悪しを判断する能力に長けた「巧者」は不可欠な存在であった。御山守の内木武久は、こうした能力を活かすことで三ヶ村山の森林管理の主導権を掌握していったのである。

なお、濃州三ヶ村山では宝暦十一年、同八年から一〇年にかけて御材木仕出が行われた川上村の巢乗・長坂御栗山、三浦山、加子母村西股入大平・熊洞御栗山で隠し木の存在が相次いで発覚し、吟味の結果、同一三年

宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」

一月に首謀者が過料、山手代が過料や叱込、御山守・同見習が不念を仰せ付けられるという事件が起きていた⁽⁴³⁾。これらの隠し木の発覚により、材木方では根木口印入の一層の厳格化を図り、同一一年五月には、これを勘定方立合手代一名・材木方手代一名・山手代・御山守の四名により実施する体制へと改めた⁽⁴⁴⁾。また、同一三年七月までには、跡木口印入も前記の四名体制に変更している⁽⁴⁵⁾。御山守が根木口印入・跡木口印入に関与したことで、それぞれの木口印入で打刻した木数が明確になり、山手代の目こぼしにより受頭らが従来より慣行として行ってきた小規模な隠し木があまり出された結果ともいえる事件であるが、紙幅の関係もあり、今回は十分に検討することができなかった。これらについては、後日改めて検討する機会を設けたい。

註

(1) 木曾地域南部に位置する美濃国側は、信州側の「本木曾」に対して「裏木曾」と呼ばれることが多い。しかし、尾張藩の御用状などでは、管見の限り「裏木曾」という表現は用いられておらず、「濃州三ヶ村」と表記されている。本稿では、いわゆる裏木曾に位置する尾張藩領を「濃州三ヶ村」と表記することにした。

(2) 尾張藩の享保林政改革に関しては、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)をはじめ、岐阜県編(田上一生執筆)『岐阜県林業史 中巻(美濃国編)』(岐阜県山林協会、一九八五年)、山本英二「木曾林業にみる享保改革の歴史的位置」(徳川林政史研究所『研究紀要』第25号、一九九一年)、杉村啓治「裏木曾三ヶ村と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』、清文堂出版、二〇〇一年)、大崎晃「木曾山庄屋の村外本伐請負と杣日用の出持―尾張藩享保林政改革を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四三号、二〇〇九年)などの研究がある。

- (3) 拙稿「森林政策から見た『徳川三百年』」(徳川林政史研究所編『森林の江戸学』、東京堂出版、二〇一二年)四四～四七頁。
- (4) 安政三年「由緒書(内木家)」(徳川林政史研究所収集史料林四五四、徳川林政史研究所所蔵)。以下、徳川林政史研究所収集史料については、「林四五四」などと史料番号のみを記す。
- (5) ⑩武益については、資料中に「武益」と記されているものが散見される。これは「益」の異体字が「益」のくずしと酷似しているため誤読したものかと思われる。ここでは、内木家に残る位牌の記述にしたがって「武益」と表記する。
- (6) 内木家に残る過去帳ならびに位牌を参考にした。
- (7) 内木家文書は現在、徳川林政史研究所・中津川市加子母総合事務所・内木家の三か所に分蔵されており、総点数は三万点を超えるものと推定される。
- (8) 享保一三年「三浦御山最初申達之写」(林四五三)。この部分の記述は、同史料および前掲の安政三年「由緒書(内木家)」による。
- (9) 拙稿「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第一四号、二〇一八年刊行予定)。
- (10) なお、降雪期の三浦山の見廻りは「雪中見廻り」と呼ばれ、享保一三年の国境決定に協力した由緒を持つ村内小郷の「切明頭」と称される家や御巢守を務める家など、特定の五軒が御山守の代理として行うものとされ、一回の見廻りで二軒ずつの家が担当することになっていた。
- (11) 「恵那三ヶ村訴訟書類」第一冊(林四六九五)。
- (12) 宝暦二年「三浦・三ヶ村御山御用留」(内木家文書 B 六一―二二)。
- (13) 宝暦五年「三浦并三ヶ村御山御用留」(内木家文書 B 六一―一九)一〇月一三日条。
- (14) 寛保四年「三浦并三ヶ村御山御用留」(内木家文書 B 二九―一七―二二)。
- (15) 寺町兵左衛門「木曾山雑話」(宝暦九年成立、林五四一)。
- (16) 前掲、宝暦五年「三浦并三ヶ村御山御用留」一〇月二八日条。
- (17) 前掲、宝暦五年「三浦并三ヶ村御山御用留」一二月九日条。
- (18) 宝暦六年「三浦并三ヶ村御山見廻日数帳」(内木家文書 B 五八―三一―四)。
- (19) 宝暦六年「西股入切株木口印之儀ニ付口上書写」(内木家文書 B 五八―三一―一)。
- (20) 宝暦七年「寅年中御用状留」(林三八八第一冊)。
- (21) 前掲、宝暦七年「丑年中御用状留」。
- (22) 明和三年「丑年中御用状留書」(内木家文書 B 五八―二〇―九)。
- (23) 宝暦六年「道中米代木銭払帳」(内木家文書 B 六一―一〇)。
- (24) 板樽とは、坪木ともいい、株木・柵木・古木などから大きさや形にとらわれずに木取し、長さ四尺・横六尺・高さ三尺を一坪と見積もって、取り集めた材の厘代(伐木・造材の代金)を支払うものである。前掲の「木曾山雑話」には、「元来御山内ニ相捨り候株木・柵木・古木之内、大小・長短形不拘取集、長四尺・横六尺・高三尺ニ積上ケ、是を壱坪として厘代何程と相極申候、仍而坪木共申候、追々古木を出し居申候、疵木本伐作り出し申候故、当時八角・丸太等仕出し跡相出し、古木有之所計板樽申付候、右之通取集メ物故、切削ハ無之、改木口印計ニ而仕出シ申候」と説明されている。
- (25) 宝暦七年「丑年中御用状留」(林三八八第一冊)。
- (26) 前掲、宝暦七年「丑年中御用状留」。
- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 同右。
- (30) 同右。
- (31) 同右。
- (32) 宝暦八年「寅年中御用状留」(林三八八第二冊)。
- (33) 同右。
- (34) 宝暦八年「三浦并三ヶ村御山御用留」(内木家文書 B 六一―一一―二)八月二日条。
- (35) 前掲、宝暦八年「三浦并三ヶ村御山御用留」八月三日条。
- (36) 前掲、宝暦八年「寅年中御用状留」。
- (37) 同右。
- (38) 前掲、宝暦八年「三浦并三ヶ村御山御用留」九月七日条。
- (39) 前掲、宝暦八年「寅年中御用状留」。

- (40) 宝暦九年「卯年中御用状留」〔内木家文書 B五八―八一五〕。
(41) (宝暦八年)正月二五日「申達候口上之覚(御巢山同様に仰せ付けらるべき場所等につき)」〔内木家文書 B五八―四―二三〕。
(42) 宝暦一一年「巳年中御用状留」〔林三八八第四冊〕。
(43) 宝暦一三年「御用状留書」〔林三八八第六冊〕。
(44) 前掲、宝暦一一年「巳年中御用状留」。

(45) 前掲、宝暦一三年「御用状留書」。

〈付記〉

内木家文書の調査や本稿の作成にあたっては、史料所蔵者である内木哲朗氏に大変お世話になった。記して謝意を表したい。
また、本研究は、JSPS科研費[15K02881]の助成を受けたものである。

